

**【新設】(外国保険会社等の投資資産の額の円換算)**

20-5-14 令第187条第1項《保険会社の投資資産及び投資収益》に規定する「外国法人の当該事業年度の投資資産（……）の額」は、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額による。

同項第2号に規定する「責任準備金に相当するものとして積み立てられている金額」及び「支払備金に相当するものとして積み立てられている金額」についても、同様とする。

**【解説】**

- 1 平成26年度の税制改正により、恒久的施設を有する外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準の一つとして恒久的施設帰属所得に係る所得の金額が規定された（法141-イ）。

この恒久的施設帰属所得に係る所得の金額は、恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額からその事業に係る損金の額を控除した金額とされ、その具体的な計算については、別段の定めがあるものを除き、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定（一部の規定を除く。）に準じて計算することとされている（法142①②）。

- 2 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する別段の定めの一つとして、外国保険会社等については、各事業年度の恒久的施設に係る投資資産の額が、その外国法人の投資資産の額のうちその恒久的施設に帰せられるべき投資資産の額に満たない場合、その満たない部分に相当する金額に係る収益の額として計算した金額は、その事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入することとする規定が設けられている（法142の3①）。

- 3 この場合の恒久的施設に帰せられるべき投資資産の額は、「外国法人の当該事業年度の投資資産の額」に、「当該外国法人の当該事業年度終了の時において恒久的施設に係る責任準備金として積み立てられている金額及び支払備金として積み立てられている金額の合計額」の「当該外国法人の当該事業年度終了の時において保険業法に相当する外国の法令の規定により同法第116条第1項に規定する責任準備金に相当するものとして積み立てられている金額及び同法第117条第1項に規定する支払備金に相当するものとして積み立てられている金額の合計額」に対する割合を乗じて計算した金額とされているところ（法142の3①、法令187①）、「外国法人の当該事業年度の投資資産の額」は、いかなる為替相場により円換算をした金額によるのかということが問題になる。

この点、「外国法人の当該事業年度の投資資産の額」は、「当該外国法人の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている金額」によるものとされていること（法令187④）及びこの円換算は外貨と円の翻訳であるとの立場から、その投資資産の額の円換算は、その事業年度終了の日における電信売買相場の仲値（T.T.M.）によることになる。

本通達前段では、このことを明らかにしている。

- 4 また、本通達後段では、「責任準備金に相当するものとして積み立てられている金額」及び「支払備金に相当するものとして積み立てられている金額」についてもその円換算は、

その事業年度終了の日における電信売買相場の仲値（T.T.M.）によることを明らかにしている。